（財産被害対策室及び取引デジタルプラットフォーム消費者保護室並びに企画調整官）

第二条　消費者政策課に、財産被害対策室及び取引デジタルプラットフォーム消費者保護室並びに企画調整官一人を置く。

［２・３　略］

４　取引デジタルプラットフォーム消費者保護室は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事務をつかさどる。

５　取引デジタルプラットフォーム消費者保護室に、室長を置く。

６　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財産被害対策室及び企画調整官）

第二条　消費者政策課に、財産被害対策室及び企画調整官一人を置く。

［２・３　同上］

［項を加える。］

４　［項を加える。］

［同上］

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百七号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第三十二条第一項及び第六十四条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
防衛大臣　岸　信夫

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部改正）

第一条　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。